平成２３年（フ）第５２６１号
大阪市城東区新喜多東２丁目10番14―205号
債務者　森　　優子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２６５号
大阪市港区三先２丁目20番２―605号
債務者　西原　利昭
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２６９号
大阪府東大阪市上六万寺町８番26号
債務者　村田佳美子（旧姓志々目）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７１号
大阪府寝屋川市御幸東町40番１号
債務者　矢野　浩二
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７４号
大阪市淀川区野中北１丁目１番70号　東雲ハイツ101号
債務者　森本笑美子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７５号
大阪市西成区千本中２丁目６番４号池原文化
債務者　西野　幸一
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７６号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番８―812号
債務者　米田　勝子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２８０号
大阪市城東区野江３丁目27番８―104号
債務者　出口　　清
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２８２号
大阪府八尾市南本町８丁目２番１―22号
債務者　田村　悦子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２８５号
大阪府豊中市利倉西１丁目６番７号　グローバル利倉305号室、住民票上の住所大阪府吹田市穂波町23番28号
債務者　宮島　竜哉
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１号
新潟県長岡市城岡３丁目４番３号
債務者　梅澤　友和
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
新潟県長岡市城岡３丁目４番３号
債務者　梅澤フミ子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
新潟県柏崎市東本町１丁目11番33号
債務者　山崎　淳司
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
新潟県長岡市下々条町1201番地５
債務者　高井美佐子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５２０号
札幌市東区北７条東７丁目12番地11　光星第４団地1214
債務者　益岡　ルリ（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２１号
北海道石狩市緑ケ原２丁目105番地
債務者　森　　凉子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５８号
札幌市白石区東札幌１条４丁目２番19号　セゾンＢ―103号
債務者　椎本　広子（旧姓中屋敷）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６７号
札幌市東区北40条東８丁目３番８号　パークハイツ８―103号
債務者　森泉登美夫
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部